

# 令和8年度 長崎市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

## 1 目的

長崎市住宅耐震化緊急促進プログラム(以下「本プログラム」という)は、長崎市耐震改修促進計画に基づき、住宅の耐震化を体系的に促進する。

本プログラムは、令和12年度までに住宅耐震化率を「90%」から「概ね解消すること」を目標として、以下の取り組みを通じて、さらなる耐震化を促進することを目的とする。

- ・耐震診断実施者に対するフォローアップ
- ・住宅所有者への直接的な啓発
- ・市民全体への周知・啓発
- ・改修事業者の技術力向上支援

## 2 位置付け

本プログラムは、長崎市耐震改修促進計画第1章第5節に基づき策定します。

## 3 取組内容・目標・実績

### 計画

#### 令和8年度取組内容

##### 【財政的支援の充実】

- ア 木造戸建住宅の耐震診断に要する費用の一部補助
- イ 木造戸建住宅の耐震改修設計・工事に要する費用の一部補助

##### 【普及啓発等】

##### (1)住宅耐震診断実施者へのフォローアップ

- ア 耐震診断結果報告時において、制度説明(耐震改修の促進に関する法律第16条)の説明及び情報資料(支援制度パンフレット・実施概要等)
- イ 耐震診断実施後、一定期間経過した後も耐震改修未実施の所有者に対し、ダイレクトメール(勧奨通知とともに住宅支援パンフレットを同封)

##### (2)住宅所有者への直接的な啓発活動

- ア 固定資産税情報等で抽出した昭和56年以前建築で耐震改修未実施の木造戸建住宅のうち、密集市街地または斜面市街地に位置する住宅を対象として、戸別訪問によりリーフレットおよび簡易診断シートをポスティング
- イ 固定資産税納税通知時に発送するチラシに制度について記載

##### (3)市民への一般向け啓発活動

- ア 個別相談会およびパネル展示を年1回以上実施
- イ 長崎県主催「住宅フェア」での啓発展示
- ウ 広報誌、ホームページ、各種SNS媒体を活用した周知
- エ 各種窓口への事業パンフレットおよびチラシの配置

##### (4)改修事業者の技術力向上支援

- ア 改修事業者に対する耐震改修工法等に関する説明会を年1回以上実施
- イ 耐震改修事業者リストの公開(長崎県作成)

### 自己評価

#### 令和7年度取組実績

取り組み内容	R7年度実績
耐震診断後、耐震改修未着手者への勧奨通知の発送	実施
住宅所有者への啓発(固定資産税納税通知の発送、戸別訪問)	実施
市民向け個別相談会の開催、イベントへの参加	実施
事業者向け研修会の開催	実施
各種広報媒体への掲載およびパンフレット・チラシの作成	実施

#### 令和8年度目標

耐震診断費補助	耐震改修設計・工事費補助
15戸	3戸

#### 前年度までの実績

	耐震診断費補助	耐震改修設計・工事費補助
R5年度	25戸	9戸
R6年度	25戸	6戸
R7年度	21戸	4戸

#### 令和7年度の課題

診断実施から改修工事への着手率が約20%(4戸/21戸診断)と低く、その要因としては、近年の物価上昇による工事費高騰によって改修を見合わせる動きのほか、相談から工事契約までのプロセスが複雑であることや工事内容への理解不足から改修工事に踏み込めない案件が見受けられたため、より丁寧なサポート体制が必要と感じた。

#### 改善策

高齢世帯の申請者は単身世帯が多く、身近に相談できる相手がないことから、申請にいたる心理的ハードルを下げる必要があり、相談時や申請時に過去の工事事例を紹介するなど、より具体的な説明や案内を行って、診断や工事への抵抗感を軽減する必要がある。さらに、従来の窓口以外の場所で個別相談会を開催し、ターゲット層を拡大することで、より多くの市民に災害と耐震化への関心を高めるよう働きかける。